



四街道市立千代田中学校 P T A

個人情報取扱規則

令和3年4月1日施行版

## 四街道市立千代田中学校 P T A 個人情報取扱規則

### (目的)

第 1 条 この個人情報取扱規則は、四街道市立千代田中学校 P T A（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、この会の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名や生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

### (責務)

第 3 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則つて個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

### (管理者)

第 4 条 本会における個人情報の管理者は、本会会長とする。

### (取扱者)

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は、本会役員とする。

### (秘密保持義務)

第 6 条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この義務はその職を退いた後も同様とする。

### (収集)

第 7 条 個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報の利用目的を定め明示する。

2. 要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

3. 本会の活動を行うため、以下の情報を取得する。

(1) 会員の氏名

(2) 会員の連絡先

- (3) 会員の生年月日
- (4) 会員の子どもの氏名、クラス
- (5) 会員や会員の子どもの写真

(周知)

第8条 個人情報取扱規則は、総会資料を通じて周知する。

(利用)

第9条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、会員管理のため
- (2) 活動に必要な連絡網や名簿の作成
- (3) 行事等の案内文の送付
- (4) 本会の行う行事を実施するため
- (5) 資料等の送付
- (6) 本会役員・委員・会員等の名簿作成
- (7) 広報誌や活動報告の作成
- (8) 役員や委員の選出

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第9条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(管理)

第11条 個人情報は管理者又は取扱者が管理するものとし、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏洩の防止
- (3) 不要となった個人情報の適切かつ速やかな破棄又は消去

(第三者提供の制限)

第12条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(学校との共同利用)

第13条 本会は、四街道市立千代田中学校と利用目的の範囲内に限り、取得した個人情報を用いて以下の通り共同利用することがある。

- (1) 利用する項目：第7条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲：四街道市立千代田中学校と本会
- (3) 利用目的：第9条で定める通り
- (4) 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（第13条第1号から第4号の場合及び、県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者から提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者（第13条第1号から第4号の場合及び、県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（個人から提供を受ける場合は不要）

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第17条 個人情報を漏洩、又は紛失等したおそれがある場合は、直ちに管理者へ報告する。

2. 管理者は、前項による報告内容を調査し、遅滞なく適切な措置をとるものとする。

(研修)

第18条 本会は、取扱者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情が発生した場合は、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2. 本会の苦情受け付け担当は、取扱者が行うものとする。

(改正)

第20条 本規則は役員会において改廃する。

2. 本規則を変更した場合は速やかに変更内容を会員へ報告するものとする。

附則

本規則は、令和3年4月1日より施行する。